

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社

AH204-251 2023.04

Ref.363425 03-23 0.1M (D)

こども総合保険

普通保険約款・特約集



アメリカンホーム保険
Member of AIG

も く じ

こども総合保険普通保険約款..... 3

章 名	頁
第1章 傷害補償条項	3
第2章 育英費用補償条項	7
第3章 個人賠償責任補償条項	8
第4章 基本条項	10

特約..... 27

この契約に適用される特約は、下記に掲げたもののうち保険証券の「適用特約」欄に記載されたものが適用されます。なお、一部の特約においては保険証券上で略称表示をしている場合がございます。

番号	特約名	頁
1	【略称】死亡・後遺障害のみ支払特約	27
	死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	
2	【略称】死亡・後遺・入院・手術のみ特約	27
	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	
3	育英費用補償対象外特約	27
4	個人賠償責任補償対象外特約	27
5	【略称】国外の個賠補償対象外特約	27
	国外の個人賠償責任補償対象外特約	
6	保険料分割払特約（一般団体）	27
7	保険料分割払特約（一般）	28
8	長期保険特約	29
9	【略称】包括契約特約（毎月・毎月）	31
	包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）	
10	【略称】包括契約特約（毎月・一括）	32
	包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）	
11	【略称】包括契約特約（一括・一括）	33
	包括契約に関する特約（一括報告・一括精算用）	
12	地震・噴火・津波危険補償特約	33
13	【略称】通信販売特約	34
	通信販売に関する特約	
14	保険料クレジットカード払特約	36
15	【略称】特定感染症支払特約・含葬祭費用	37
	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約	
16	細菌性食中毒補償特約	43
17	学校管理下動産補償特約	44
18	訴訟の提起に関する特約	49

番号	特約名	頁
19	共同保険に関する特約	49

こども総合保険普通保険約款

第1章

第1章 傷害補償条項

第1節 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この第1章傷害補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1） いずれもそのための練習を含みます。 （注2） 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注） 水上オートバイを含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注） 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2節 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注）によってその身体に被った傷害に対して、この第1章傷害補償条項および第4章基本条項の規定に従い保険金を支払います。

（注） 以下この第1章傷害補償条項において「事故」といいます。

(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注） 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者または被保険者の親権者もしくは後見人の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）運転する地における法令によるものをいいます。
- （注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注5）使用済燃料を含みます。
- （注6）原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が^{頸い}頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

- (2) 第4章基本条項第24条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第4章基本条項第24条(死亡保険金受取人の変更)(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条(後遺障害保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{別表2に掲げる割合} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表2に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表2の1.(3)、(4)、2.(3)、4.(4)および5.(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表2の7.から9.までに掲げる上肢(注1)または下肢(注2)の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。

(注1) 腕および手をいいます。

(注2) 脚および足をいいます。

- (5) 既に身体に障害のあった被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表3のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表2に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既存障害(注)がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

$$\text{加重された後の後遺障害の状態に対応する割合} - \text{既存障害(注)に対応する割合} = \text{適用する割合}$$

(注) 既にあった身体の障害をいいます。

第7条(後遺障害保険金の追加支払)

当社は、前条の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、当社が支払った後遺障害保険金に保険証券記載の倍数を乗じた額を追加して被保険者に支払います。

第8条(入院保険金および手術保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数(注)} = \text{入院保険金の額}$$

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日

数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として別表4に掲げる手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

$$\text{入院保険金日額} \times \frac{\text{手術の種類に応じた別表4に掲げる倍率 (注)}}{4} = \text{手術保険金の額}$$

(注) 1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

第9条 (通院保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数 (注)} = \text{通院保険金の額}$$

(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靱帯損傷等の傷害を被った別表5に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等 (注) を常時装着したときは、その日数について、(1) の通院をしたものとみなします。

(注) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。

- (3) 当会社は、(1) および (2) の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第10条 (当会社の責任限度額)

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第11条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害によって死亡したものと推定します。

第12条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条 (保険金を支払う場合) の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第1節 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この第2章育英費用補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
扶養者	被保険者を扶養する者で保険証券記載の者をいいます。
保険金	育英費用保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2節 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、扶養者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故(注)によって、その身体に傷害を被り、その直接の結果として、次のいずれかに該当する状態になった場合には、それによって扶養者に扶養されなくなるにより被保険者が被る損失に対して、この第2章育英費用補償条項および第4章基本条項の規定に従い保険金を被保険者に支払います。

- ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。
- ② 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、その後遺障害が別表2に掲げる区分において100%の割合に認定された場合。

(注) 以下この第2章育英費用補償条項において「事故」といいます。

(2) (1) ②の規定にかかわらず、扶養者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における扶養者および被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。

(3) 別表2に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当会社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2に掲げる区分に準じ、後遺障害の程度を認定します。ただし、別表2の1.(3)、(4)、2.(3)、4.(4)および5.(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害の認定を行いません。

(4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用して認定した割合の合計が100%に達する場合には、保険金を支払います。ただし、別表2の7.から9.までに掲げる上肢(注1)または下肢(注2)の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害の程度の認定は60%をもって限度とします。

(注1) 腕および手をいいます。

(注2) 脚および足をいいます。

(5) (1) ②において、既に身体に障害のあった扶養者が(1)の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表3の1.3.4.または5.のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表2に掲げる割合を適用します。

第3条 (保険金の支払額)

当会社は、前条の規定に基づいて保険金を支払う場合には、保険金額を保険金として被保険者に支払います。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、第1章傷害補償条項第3条（保険金を支払わない場合—その1）(1)（注）のいずれかに該当する事由によって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の状態になった場合の損失に対しては、保険金を支払いません。

（注）同条（1）①の規定中「保険契約者（注1）、被保険者または被保険者の親権者もしくは後見人」とあるのは、「保険契約者（注1）、被保険者または扶養者」と、同条（1）③から⑥までの規定中「被保険者」とあるのは、「扶養者」と各々読み替えるものとします。

(2) 当社は、扶養者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合には、保険金を支払いません。

第5条（死亡の推定）

扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、扶養者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）(1)の損失に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条（保険金の支払額）の保険金の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第3章 個人賠償責任補償条項

第1節 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この第3章個人賠償責任補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の破損	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
住宅	本人が居住するための住宅（注）をいいます。 （注）敷地内の動産および不動産ならびに一時的に居住する被保険者所有の住宅（いわゆる別荘）を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
保険金	賠償責任保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2節 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、第6条（被保険者の範囲）に規定する被保険者が次のいずれかに該当する偶然的事故（注1）により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この第3章個人賠償責任補償条項および第4章基本条項の規定に従い保険

金を支払います。

- ① 保険証券記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
 - ② 第6条（被保険者の範囲）に規定する被保険者の日常生活（注2）に起因する偶然な事故
- （注1）以下この第3章個人賠償責任補償条項において「事故」といいます。
（注2）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条（支払保険金の範囲）

当社が支払う保険金の範囲は、次のいずれかに該当するものに限りません。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 前条の事故が発生した場合において、被保険者が第4章基本条項第18条（事故の通知）（1）⑤に規定する第三者に対する求償権の保全または行使その他損害を防止または軽減するために要した必要または有益な費用
- ③ ②の損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当社の書面による同意を得た費用
- ④ 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 第8条（当社による解決）（1）に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被保険者の職務に用いられる動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者である場合には、保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両（注2）、銃器（注3）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

（注1）住宅の一部がもっぱら被保険者の職務に用いられる場合は、その部分を含みます。

（注2）原動力がもっぱら人力であるものを除きます。

（注3）空気銃を除きます。

第6条（被保険者の範囲）

- （1）この第3章個人賠償責任補償条項における被保険者は、本人のほか、次の

いずれかに該当する者とし。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

- ① 本人の親権者およびその他の法定の監督義務者
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人もしくは本人の親権者または本人の配偶者と生計を共にする同居の親族
- ④ 本人もしくは本人の親権者または本人の配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

第7条 (保険金の支払額)

当社が支払うべき保険金の額は、次のそれぞれの金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき、損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払う限度とします。
- ② 第3条(支払保険金の範囲)②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条④の費用は、1回の事故につき、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{第3条④の費用の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{第3条①の損害賠償金の額}} = \text{第3条④の費用の支払額}$$

第8条 (当社による解決)

- (1) 当社は、必要と認められた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による協力に応じない場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条(支払保険金の範囲)の損害賠償金および費用の合計額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
第3条の損害賠償金および費用の合計額(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第4章

第4章 基本条項

第1節 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

(1) この第4章基本条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	傷害、損失または損害の発生の可能性をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

用語	定義
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、育英費用保険金または賠償責任保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

(2) この第4章基本条項において、第1章傷害補償条項、第2章育英費用補償条項および第3章個人賠償責任補償条項にかかわる用語は各補償条項の用語の定義によります。

第2節 基本条項

第2条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故(注)による傷害、損失または損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 第1章傷害補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)の事故、第2章育英費用補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)の事故および第3章個人賠償責任補償条項第2条(保険金を支払う場合)の事故をいい、以下この第4章基本条項において「事故」といいます。

第3条 (告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)

③ 保険契約者または被保険者が、この保険契約によって保険金を支払うべき傷害、損失または損害の原因となった事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が傷害、損失または損害の原因となる事故が発生した後になされた場合であっても、第13条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害、損失または損害については適用しません。

第4条 (職業または職務の変更に関する通知義務)

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。
- (3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率(注1)が変更前料率(注2)よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注3)があった後に生じた事故による第1章傷害補償条項第2条(保険金を支払う場合)の傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注1)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (注1) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (4) (3)の規定は、当社が、(3)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしなくて1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (5) (3)の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかず発生した傷害については適用しません。
- (注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (6) (3)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注1) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (7) (6)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注)が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

第5条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第6条(保険契約の無効)

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかったとき。

(注) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第7条(保険契約の失効)

(1) 保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

(2) 被保険者の年齢が、保険期間の末日において満23歳以上となる場合で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校の学生および生徒(注)でなくなったときは、保険契約は効力を失います。

(注) 入学手続きを終えた者を含みます。

第8条(第2章育英費用補償条項の失効)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、第2章育英費用補償条項は効力を失います。

- ① 当社が育英費用保険金を支払った場合
- ② 被保険者が独立して生計を営むようになった場合
- ③ 被保険者が特定の個人により扶養されなくなった場合

(2) 当社は、(1)に基づき保険料を返還する場合には未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(3) 保険期間が1年を超える保険契約の場合には、(1)①の原因となった事故が生じた日または(1)②および③の事由について当社がそれを知った日の属する契約年度に対する保険料については、(2)の規定によることとし、その後の年度に対する保険料は、当社は、その全額を返還します。

第9条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第10条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第11条（重大事由による解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害、損失もしくは損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

① 被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた傷害、損失または損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除が傷害、損失または損害（注1）の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害、損失または損害（注1）に対しては、当社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（注1）(2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害、損失または損害をいいます。

（注2）(2) ②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

(4) 保険契約者または被保険者が (1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより (1) または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③アからウまでもしくはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損失または損害、または (1) ③アからウまでもしくはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害については適用しません。

第12条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条 (1) ①または②に

該当する行為のいずれかがあった場合

- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条（１）③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 前条（１）④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

- （２）保険契約者は、（１）①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（１）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

- （３）（１）①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

- （４）（３）の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第13条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

- （１）第3条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

- （２）職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（注1）第4条（職業または職務の変更に関する通知義務）（１）または（２）の変更の事実をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注4）保険契約者または被保険者の申出に基づく、第4条（１）または（２）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

- （３）当会社は、保険契約者が（１）または（２）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

- （４）（１）の規定による追加保険料を請求する場合において、（３）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- （５）（２）の規定による追加保険料を請求する場合において、（３）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注1）第4条（職業または職務の変更に関する通知義務）（１）または（２）の変更の事実をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

- （６）（１）および（２）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- （７）（６）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領

取前に生じた事故による傷害、損失または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第15条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第6条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第1章傷害補償条項第5条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第16条（保険料の返還—取消しの場合）

第9条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第17条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 第3条（告知義務）(2)、第4条（職業または職務の変更に関する通知義務）(6)、第11条（重大事由による解除）(1)または第14条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第10条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 第11条（重大事由による解除）(2)の規定により、当会社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

- (4) 第12条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

- (5) 第12条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を被保険者に返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第18条（事故の通知）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故による傷害、損失または損害が発生したことを知った場合は、次のいずれかに該当する事項を履行しなければなりません。

① 第1章傷害補償条項に基づく傷害を被った場合

ア. 傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故の発生の状況および傷害の程度を当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

イ. 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明になった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知すること。

② 第2章育児費用補償条項に基づく傷害を被った場合

ア. 傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故の発生の状況および傷害の程度を当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは扶養者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

イ. 扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知すること。

③ 第3章個人賠償責任補償条項に基づく事故が発生した場合

事故の発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況

およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

- ④ 事故によって生じた損害の拡大を防止または軽減するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
 - ⑤ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
 - ⑥ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。ただし、第3章個人賠償責任補償条項第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合に、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
 - ⑦ 損害賠償に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、ただちに書面により当会社に通知すること。
 - ⑧ 当社が、特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出することおよびその他当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)のいずれかに規定する義務に違反した場合は、当社は、(1)①から③までならびに(1)⑦および⑧のときは、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、(1)④および⑤のときは防止または軽減することができたと認められる損害額を、(1)⑥のときは損害賠償責任がないと認められる部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。

第19条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使用することができるものとします。

① 第1章傷害補償条項に基づく保険金

ア. 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

イ. 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

ウ. 第1章第7条（後遺障害保険金の追加支払）の規定により追加して支払う後遺障害保険金については、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時

エ. 入院保険金および手術保険金については、被保険者が被った第1章第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

オ. 通院保険金については、被保険者が被った第1章第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

② 第2章育児費用補償条項に基づく保険金

ア. 第2章第2条（保険金を支払う場合）(1)①に基づく保険金については、扶養者が死亡した時

イ. 第2章第2条(1)②に基づく保険金については、扶養者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

③ 第3章個人賠償責任補償条項に基づく保険金

ア. 第3章第3条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金については、損害賠償金の額が確定した時

イ. 第3章第3条②から⑤までの費用については、被保険者が費用を負担した時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表7に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

(注) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または傷害、損失または損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第20条(保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故等の原因、事故等発生の状況、傷害、損失または損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害、損失または損害の程度、事故と傷害、損失または損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
 - (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
 - (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
 - (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第21条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、第18条(事故の通知)の規定による通知または第19条(保険金

の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者または扶養者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第22条 (扶養者の変更)

保険契約締結の後、被保険者を扶養する者が変更になった場合に、保険契約者または被保険者は書面をもってその旨を当社に通知し、当社がこれを承認したときは、新たに保険証券記載の扶養者について、第2章育児費用補償条項を適用します。

第23条 (住宅の所在地の変更)

保険契約締結の後、本人の所在地が変更となった場合に、保険契約者または本人はその旨を当社に通知し、当社がこれを承認したときは、新たに保険証券記載の住宅について、第3章個人賠償責任補償条項を適用します。

第24条 (死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が第1章傷害補償条項の死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第25条 (時効)

保険金請求権は、第19条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第26条 (代位)

- (1) 当社が第1章傷害補償条項または第2章育児費用補償条項に規定する保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。
- (2) 第3章個人賠償責任補償条項第2条(保険金を支払う場合)の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害賠償金および費用の全額を賠償責任保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、賠償責任保険金が支払われていない損害賠償金および費用の額を差し引いた額

- (3) (2)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (4) 保険契約者、被保険者および賠償責任保険金を受け取るべき者は、当社

が取得する(2)もしくは(3)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

- (5) 保険契約者、被保険者および賠償責任保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(4)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第28条 (保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第29条 (契約内容の登録)

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を協会(注)に登録することがあります。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名
 - ⑦ 被保険者同意の有無
- (注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、重複保険契約の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会(注)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にする以外に用いないものとします。
- (4) 協会(注)および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会(注)に照会することができます。
- (注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第30条 (先取特権)

- (1) 第3章個人賠償責任補償条項第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (注) 同章第3条(支払保険金の範囲)の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保

- 除者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)
- (注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
- (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 第3章個人賠償責任補償条項第3条(支払保険金の範囲)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第31条(損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の保険金額が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第3章個人賠償責任補償条項第3条(支払保険金の範囲)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第32条(被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第33条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第34条(準拠法)

この約款に規定のない事項については日本国の法令に準拠します。

別表1 第1章傷害補償条項第4条(保険金を支払わない場合—その2)①の運動等

- 山岳登山(注1)、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

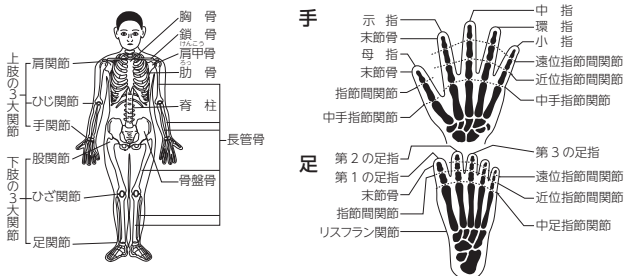
別表2 後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明した場合	100%
(2) 1眼が失明した場合	60%
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合	5%
(4) 1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。)となった場合	5%
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失った場合	80%
(2) 1耳の聴力を全く失った場合	30%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	5%
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合	20%
4. 咀嚼(く)やく、言語の障害	
(1) 咀嚼(く)やくまたは言語の機能を全く廃した場合	100%
(2) 咀嚼(く)やくまたは言語の機能に著しい障害を残す場合	35%
(3) 咀嚼(く)やくまたは言語の機能に障害を残す場合	15%
(4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合	5%
5. 外貌(顔面・頭部・頸部(けいぶ)をいう。)の醜状	

(1) 外貌に著しい醜状を残す場合	15%
(2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残す場合	3%
6. 脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合	40%
(2) 脊柱に運動障害を残す場合	30%
(3) 脊柱に変形を残す場合	15%
7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害	
(1) 1腕または1脚を失った場合	60%
(2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合	50%
(3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合	35%
(4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合	5%
8. 手指の障害	
(1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合	20%
(2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合	15%
(3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合	8%
(4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合	5%
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合	10%
(2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合	8%
(3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合	5%
(4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合	3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合	100%

注1 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表3 第1章傷害補償条項第6条（後遺障害保険金の支払）（5）および第2章育児費用補償条項第2条（保険金を支払う場合）（5）の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
2. 両耳の聴力を全く失った場合
3. 両腕（手関節以上をいう）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
4. 両脚（足関節以上をいう）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合

注1 3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」については別表2・注2の関節の説明図によります。

注2 3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表4 第1章傷害補償条項第8条(入院保険金および手術保険金の支払)(4)の手術

対象となる手術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術(単なる皮膚縫合は除く。)	
(1) 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術(いずれも25cm ² 未満は除く。)	20
(2) 癩痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術(筋炎手術および抜釘術を除く。)	
(1) 筋、腱、腱鞘の観血手術(いずれも関節鏡下によるものを含む。)	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、靭帯の手術(抜釘術を除く。)	
(1) 四肢関節観血手術、靭帯観血手術(いずれも関節鏡下によるものを含む。)	10
(2) 人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術(抜釘術を除く。)	
(1) 四肢骨観血手術	10
(2) 骨移植術(四肢骨以外の骨を含む。)	20
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術(抜釘術を除く。)	
(1) 四肢切断術、離断術(骨、関節の離断に伴うもの)	20
(2) 切断四肢再接合術(骨、関節の離断に伴うもの)	20
6. 指移植の手術	
(1) 指移植手術	40
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術(抜釘術を除く。)	10
8. 脊柱、骨盤の手術(頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く。)	
(1) 脊柱・骨盤観血手術(脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。)	20
9. 頭蓋、脳の手術(抜釘術を除く。)	
(1) 頭蓋骨観血手術(鼻骨および鼻中隔を除く。)	20
(2) 頭蓋内観血手術(穿頭術を含む。)	40
10. 脊髄、神経の手術	
(1) 手指、足指を含む神経観血手術(形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術)	20
(2) 脊髄硬膜内外観血手術	40
11. 涙嚢、涙管の手術	
(1) 涙嚢摘出術	10
(2) 涙嚢鼻腔吻合術	10
(3) 涙小管形成術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術(抜釘術を除く。)	
(1) 眼瞼下垂症手術	10
(2) 結膜嚢形成術	10
(3) 眼窩ブローアウト(吹抜け)骨折手術	20
(4) 眼窩骨折観血手術	20
(5) 眼窩内異物除去術	10
13. 眼球・眼筋の手術	
(1) 眼球内異物摘出術	20

対象となる手術	倍率
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
(3) 眼球摘出術	40
(4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術	40
(5) 眼筋移植術	20
14. 角膜・強膜の手術	
(1) 角膜移植術	20
(2) 強角膜瘻孔閉鎖術	10
(3) 強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術	
(1) 観血的前房・虹彩異物除去術	10
(2) 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10
(3) 虹彩離断術	10
(4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13.(2)に該当する。）	20
16. 網膜の手術	
(1) 網膜復位術（網膜剥離症手術）	20
(2) 網膜光凝固術	20
(3) 網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術	
(1) 白内障・水晶体観血手術	20
(2) 硝子体観血手術（茎頭微鏡下によるものを含む。）	20
(3) 硝子体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(4) 中耳根本手術	20
(5) 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 鼻骨観血手術	10
(2) 副鼻腔観血手術	20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	
(1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術	
(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(1) 胸郭形成術	20
(2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術	40
(3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10

対象となる手術	倍率
24. 心、脈管の手術	
(1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	20
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。）	40
(2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	20
(3) 尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
(4) 陰茎切断術	40
(5) 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経膈操作を除く。）	20
(7) 膈腸瘻閉鎖術	20
(8) 造膈術	20
(9) 膈壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	40
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。）	10

別表5 骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った部位

1. 長管骨または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（注）を装着した場合に限ります。
3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注）を装着した場合に限ります。
（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。

注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表2・注2の図に示すところによります。

別表6 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表7 保険金請求書類

1. 第1章傷害補償条項の場合

提出書類	保険金種類			
	死亡	後障 遺害	入手 ・ 院術	通 院
1. 保険金請求書	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書	○			
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○			
9. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本	○			
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○			
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○
13. その他当社が第4章基本条項第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

2. 第2章育児費用補償条項、第3章個人賠償責任補償条項の場合

提出書類	保険金種類	
	育児 費用	賠償 責任
1. 保険金請求書	○	○
2. 保険証券	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	
4. 当会社の定める事故状況報告書		○
5. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	

提出書類	保険金種類 育費 英用	賠償 責任
6. 死亡診断書もしくは死体検案書または後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書	○	
7. 示談書その他これに代わるべき書類		○
8. 損害を証明する書類		○
9. 被保険者の印鑑証明書	○	
10. 被保険者の戸籍謄本	○	
11. 扶養者が死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類	○	
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○
13. その他当社が第4章基本条項第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

特約

1. 死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払特約

1

当社は、この特約により、普通保険約款第1章傷害補償条項に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

2. 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払特約

2

当社は、この特約により、普通保険約款第1章傷害補償条項に規定する保険金については、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

3. 育英費用補償対象外特約

3

当社は、この特約により、普通保険約款第2章育英費用補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

4. 個人賠償責任補償対象外特約

4

当社は、この特約により、普通保険約款第3章個人賠償責任補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

5. 国外の個人賠償責任補償対象外特約

5

当社は、この特約により、普通保険約款第3章個人賠償責任補償条項第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故のうち、日本国外において生じた事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

6. 保険料分割払特約（一般団体）

6

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券（注）記載の保険料の払込期日をいいます。 （注）これに代わる書面を含みます。
分割保険料	保険証券（注）記載の分割保険料の金額をいいます。 （注）これに代わる書面を含みます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を分割保険料および保険証券記載の回数に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。ただし、当社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。

第4条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当社は、保険契約者が前条の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、その分割保険料を領収する前に生じた事

故による傷害、損失または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故による傷害、損失または損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第9条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害、損失または損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第4章基本条項第14条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）に規定する追加保険料の領収前に生じた事故による傷害に対しては、同条（5）を、同条（6）に規定する追加保険料の領収前に生じた事故による傷害に対しては同条（7）をそれぞれ適用して保険金を支払います。

第7条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、当会社が死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第8条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（注）において、次回払込期日（注）に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
（注）払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。
- (2) （1）の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① （1）①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
 - ② （1）②による解除の場合は、次回払込期日（注）
（注）払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。
- (3) （1）の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第9条（保険料の返還または請求）

- (1) 普通保険約款の規定により、保険料を返還すべき事由が生じた場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当会社は月割により返還保険料を計算し、以降到来する分割保険料を減額することによって返還保険料を返還します。ただし、当会社はその全額を一時に返還することがあります。
- (2) 普通保険約款の規定により、保険料を請求すべき事由が生じた場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当会社は月割により請求保険料を計算し、その全額を一時に請求します。ただし、当会社は以降到来する分割保険料を増額することによって請求保険料を請求することがあります。

7. 保険料分割払特約（一般）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券（注）記載の保険料の払込期日をいいます。 （注）これに代わる書面を含みます。
分割保険料	保険証券（注）記載の分割保険料の金額をいいます。 （注）これに代わる書面を含みます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (保険料の分割払)

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を分割保険料および保険証券記載の回数に分割して払い込むことを承認します。

第3条 (分割保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。

第4条 (分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当社は、前条の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害、損失または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (分割保険料不払の場合の免責)

保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日後に生じた事故による傷害、損失または損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条 (追加保険料の払込み)

- (1) 当社が第9条 (保険料の返還または請求) の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が (1) の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害、損失または損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第4章基本条項第14条 (保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (2) に規定する追加保険料の領収前に生じた事故による傷害に対しては、同条 (5) を、同条 (6) に規定する追加保険料の領収前に生じた事故による傷害に対しては同条 (7) をそれぞれ適用して保険金を支払います。

第7条 (死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、当社が死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金の支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第8条 (分割保険料不払による保険契約の解除)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日 (注) において、次回払込期日 (注) に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
(注) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。
- (2) (1) の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
 - ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日 (注)
(注) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。
- (3) (1) の規定により当社が保険契約を解除した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第9条 (保険料の返還または請求)

- (1) 普通保険約款の規定により、保険料を返還すべき事由が生じた場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当社は月割により返還保険料を計算し、以降到来する分割保険料を減額することによって返還保険料を返還します。ただし、当社はその全額を一時に返還することがあります。
- (2) 普通保険約款の規定により、保険料を請求すべき事由が生じた場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当社は月割により請求保険料を計算し、その全額を一時に請求します。ただし、当社は以降到来する分割保険料を増額することによって請求保険料を請求することがあります。

8. 長期保険特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日からその日を含めて1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日からその日を含めて1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以降同様とします。
未経過料率係数	当会社の定める未経過料率係数をいいます。

第2条 (適用契約の範囲)

この特約は、保険証券記載の保険期間が1年を超える場合に適用します。

第3条 (保険料の変更—告知義務の場合)

- (1) 普通保険約款第4章基本条項第3条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第4条 (保険料の変更—職業または職務の変更等の場合)

- (1) 職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率(注2)と変更後料率(注3)との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間に対し、別表に掲げる未経過料率係数により計算した保険料を返還または請求します。
(注1) 普通保険約款第4章基本条項第4条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)変更の事実をいいます。
(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
(注1) 普通保険約款第4章基本条項第4条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく第4章基本条項第4条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率(注1)が変更前料率(注2)よりも高いときも(3)と同様とします。
(注1) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (5) 前条(1)および本条(1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、保険契約の条件の変更が生じた時以降の期間に対し、別表に掲げる未経過料率係数により計算した保険料を返還または請求します。

(6) (5)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第5条（保険料の変更－保険料率の改定の場合）

保険期間の中途においてこの保険契約に適用した保険料率を改定した場合でも、当会社は、この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求を行いません。

第6条（保険料の返還－無効または取消しの場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、普通保険約款第4章基本条項第6条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (3) 保険契約が取消しとなった場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第7条（保険料の返還－失効または解除の場合）

保険契約が失効（注）または解除となった場合には、当会社は、未経過期間に対し、別表に掲げる未経過料率係数によって計算した額を返還します。

（注）普通保険約款第1章傷害補償条項第5条（死亡保険金の支払）（1）の規定により死亡保険金が支払われた場合を除きます。

第8条（保険料の返還－死亡保険金が支払われた場合）

前条の規定にかかわらず、普通保険約款第1章傷害補償条項第5条（死亡保険金の支払）（1）の規定により死亡保険金が支払われた場合には、当会社は、翌保険年度以降の期間に対し、別表に掲げる未経過料率係数によって計算した保険料を返還します。

第9条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第4章基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）、同章第15条（保険料の返還－無効または失効の場合）および同章第17条（保険料の返還－解除の場合）の規定は適用しません。

第10条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第1章傷害補償条項および第4章基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1章傷害補償条項第5条（死亡保険金の支払）（1）の規定中「既に支払った後遺障害保険金がある場合は」とあるのは「その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は」
- ② 第1章傷害補償条項第6条（後遺障害保険金の支払）（5）の規定中「既存障害（注）がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は」とあるのは「既存障害（注）が、新たな後遺障害の原因となった事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害により、この保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は」
- ③ 第1章傷害補償条項第10条（当会社の責任限度額）の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「各保険年度ごとに」
- ④ 第4章基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）の規定中「日割をもって」とあるのは「未経過料率係数によって」

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数（標準例）

（省略）

9. 包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条（通知）（1）の規定による通知に基づき当社が算出した確定保険料をいいます。

用語	定義
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の保険料の払込期日をいいます。

第2条（暫定保険料）

- （1）保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- （2）普通保険約款第4章基本条項第2条（保険責任の始期および終期）（3）の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、（1）の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- （1）保険契約者は、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、書面により、当社に通知しなければなりません。
- （2）（1）の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。

第5条（確定保険料）

- （1）保険契約者は、確定保険料を払込期日までに払い込まなければなりません。
- （2）保険契約者が（1）の確定保険料の払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、その確定保険料を算出するための通知にかかわる被保険者の被った傷害、損失または損害に対しては、保険金を支払いません。
- （3）第2条（暫定保険料）の暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

10. 包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）

10

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条（通知）（1）の規定による通知に基づき当社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第2条（暫定保険料）

- （1）保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- （2）普通保険約款第4章基本条項第2条（保険責任の始期および終期）（3）の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、（1）の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- （1）保険契約者は、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、書面により、当社に通知しなければなりません。
- （2）（1）の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。

第5条（確定保険料）

- （1）保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- （2）保険期間の途中で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、

保険契約者は、当会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。

- (3) 保険契約者が(2)の追加暫定保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間に被保険者が被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

11. 包括契約に関する特約(一括報告・一括精算用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条(通知)(1)の規定による通知に基づき当社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第2条(暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第4章基本条項第2条(保険責任の始期および終期)(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条(帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条(通知)

- (1) 保険契約者は、保険期間終了後、遅滞なく、保険期間中の被保険者数その他の当会社の定める事項を、書面により、当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。

第5条(確定保険料)

保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

12. 地震・噴火・津波危険補償特約

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第1章傷害補償条項第3条(保険金を支払わない場合—その1)(1)⑩および⑪の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- (2) 育英費用補償対象外特約を付帯していない契約については、普通保険約款第2章育英費用補償条項第4条(保険金を支払わない場合)(1)の規定にかかわらず、(1)①および②に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が普通保険約款第2章育英費用補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)の状態になった場合の損失に対しても、保険金を支払います。

13. 通信販売に関する特約

13

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約意思の表示	保険契約の申込みの意思の表示をいいます。
払込期日	保険証券等記載の保険料の払込期日をいいます。
引受承諾書	引受けに関しての承諾を記した書類をいいます。
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。
申込書	当会社所定の保険契約申込書をいいます。

第2条 (保険契約の申込み)

- (1) 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次のいずれかに該当する方法により申込手続を行うことができます。
 - ① 申込書に所要の事項を記載し、当会社または代理店に送付すること。
 - ② 所定の手続に従い、電話、情報処理機器等の通信手段を媒介として、当会社または代理店に対し契約意思の表示をすること。
- (2) (1) ②の規定により当会社が契約意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、引受承諾書を保険契約者に送付するものとします。

第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、申込書または引受承諾書に記載されたところに従い、この保険契約に定められた保険料を払い込むものとします。
- (2) 保険契約者は、申込みをした後、保険料(注)を当会社の定める日までに、次のいずれかの手続により払い込まなければなりません。
 - ① 郵便振替
 - ② 銀行振込
 - ③ 預金口座振替
 - ④ 郵便貯金口座振替
 - ⑤ 書留
 - ⑥ クレジットカード払

(注) 保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料をいいます。

- (3) 保険契約者は、(2) ①から⑥までに定める手続のほか、当会社が指定する保険料収納窓口を通じて当会社の定める手続に従い、(2)の保険料を払い込むことができるものとします。この場合、その収納窓口において保険料を払い込んだ時以降、次条(2)の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定による保険料領収前事故に関する規定は適用されないものとします。
- (4) (2) および(3)の規定にかかわらず、この保険契約に保険料支払いに関する他の特約が付帯されている場合には、その保険料支払いに関する他の特約の規定に従うものとします。
- (5) 保険料を分割して払い込む場合の第2回目以降の分割保険料については、払込期日に(2)から(4)までのいずれかの手続により払い込まなければなりません。

第4条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券等記載の保険期間の初日(注)の午前0時に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 前条(2)の保険料(保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料)が払い込まれた日の翌日以降とします。

- (2) 保険期間が始まった後でも、当会社は前条(2)の保険料(注)が払い込まれる前に生じた事故による傷害、損失または損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料をいいます。

第5条 (保険料不払による保険契約の解除)

当会社は、当会社の定める日までに保険料(注)の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料をいいます。

第6条 (保険契約の継続)

- (1) この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容で継続されるものとします。以降毎年同様とします。
- (2) (1)の規定により、この保険契約が継続された場合において継続契約に

適用する保険料率（注）は、各継続契約の保険期間の初日における保険料率（注）とします。

（注）第10条（継続契約に適用される特約）の規定により継続契約に付帯されるその他の特約の保険料率を含みます。

- (3) (1)の規定により、この保険契約の満了する日の1年後の応当日において、被保険者の年齢が満23歳以上となる場合で、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校の学生および生徒（注）でなくなった場合には、この保険契約は継続されないものとします。

（注）入学手続きを終えた者を含みます。

- (4) (1)の規定により、この保険契約が継続され、次条に規定する継続契約の保険料（注）が払い込まれた場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

（注）保険料を分割して払い込む場合は継続契約の第1回分割保険料をいいます。

- (5) 継続契約における当会社の保険責任は、第4条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、その保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

第7条（継続契約の保険料および払込方法）

- (1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。

- (2) 保険料を一時に払い込む保険契約の場合の継続契約の保険料は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時までには第3条（保険料の払込方法）(2)から(4)までのいずれかの手続により払い込むものとします。

- (3) 保険料を分割して払い込む保険契約の場合の継続契約の第1回分割保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の翌月の応当日までに、第2回目以降の保険料はその翌月の応当日から毎月第3条（保険料の払込方法）(2)から(4)までのいずれかの手続により払い込むものとします。

第8条（継続契約の保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が、前条(2)の継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による傷害、損失または損害に対しては、保険金を支払いません。

- (2) 保険契約者が、前条(3)の継続契約の第1回分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による傷害、損失または損害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（保険料不払による継続契約の解除）

- (1) 保険契約者が、第7条（継続契約の保険料および払込方法）(2)の継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

- (2) 保険契約者が、第7条（継続契約の保険料および払込方法）(3)の継続契約の第1回分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

- (3) (1)および(2)の解除は、継続契約の保険期間の始期からその効力を生じます。

第10条（継続契約に適用される特約）

第6条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第11条（継続契約の告知義務）

- (1) 第6条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約が継続される場合において、告知事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもって当会社に告げなければなりません。

- (2) (1)の規定による告知に関する普通保険約款第4章基本条項第3条（告知義務）の規定の適用については、同条(1)から(3)までの規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の際」と、同条(3)の規定中、「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。ただし、保険証券等記載の被保険者の職業または職務に変更があった場合にその事実を当会社に告げなかったときには、当会社は、普通保険約款第4章基本条項第4条（職業または職務の変更に関する通知義務）(3)から(7)までの規定に準じ保険金を削減して支払います。

第12条（死亡保険金受取人）

この保険契約における死亡保険金受取人は、当会社が特に認めた場合を除き、普通保険約款またはこれに付帯された特約の死亡保険金受取人の指定または変

更の規定にかかわらず、被保険者の法定相続人とします。

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4章基本条項第1条（用語の定義）の告知事項の定義中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書に記載した事項、引受承諾書に記載された事項または保険証券等に記載された事項」
- ② 第4章基本条項第29条（契約内容の登録）の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約締結および継続の際」

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

14. 保険料クレジットカード払特約

14

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。

第2条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

(1) 当会社は、この特約に従い、クレジットカードによって、保険契約者が、この保険契約の保険料（注）を支払うことを承認します。

（注） 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

(2) (1) にいう保険契約者とは、会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者に限ります。

第3条（保険料領収前に生じた事故等の取扱い）

(1) 保険契約者から、この保険契約の申込時（注1）または変更承認請求時に保険料（注2）のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当会社はカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行った上で、当社がクレジットカードによる保険料（注2）の支払を承認した時（注3）以降、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故等の取扱いに関する規定を適用しません。

（注1） 継続時を含みます。

（注2） 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

（注3） 保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。

① 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、(1) の規定を適用します。

② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

(1) 前条(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料（注）を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

（注） 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

(2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1) の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。

(3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第5条（保険料の返還の特則）

普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当社が保険料（注）を返還する場合は、当社が、カード会社からの保険料相当額の領収を確認した後に保険料（注）を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約に

かかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認することなく保険料を返還します。

(注) 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

15. 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約

15

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第1章第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症（注）をいいます。 (注) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症のうち、発病時点で次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条第7項第3号の新型コロナウイルス感染症に定められていること ② 同法第6条第8項の指定感染症に定められていること
保険金	後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金または葬祭費用保険金をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
葬祭費用	通夜・葬儀にかかる費用（注1）をいい、墓地購入費用、墓石・石塔購入費用、仏壇に関する費用、永代経料、年忌供養費、香典返し等（注2）は含みません。 (注1) 同等の儀式における同等の費用を含みます。 (注2) 宗教等の違いで項目名と一致しない費用についても、主旨がこれらと同等ならば同様に扱います。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

(2) (1) の発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者または被保険者の親権者もしくは後見人の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、普通保険約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

(1) 当会社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。

第5条 (後遺障害保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{普通保険約款別表2に掲げる割合} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、発病の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 普通保険約款別表2に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当会社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、普通保険約款別表2に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、普通保険約款別表2の1.(3)、(4)、2.(3)、4.(4)および5.(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

(4) 同一の特定感染症の発病により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、普通保険約款別表2の7.から9.までに掲げる上肢(注1)または下肢(注2)の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。

(注1) 腕および手をいいます。

(注2) 脚および足をいいます。

(5) 既に身体に障害のあった被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の特定感染症を発病し、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより普通保険約款別表3のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する普通保険約款別表2に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既存障害(注)がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

$$\frac{\text{加重された後の後遺障害の状態に対応する割合}}{\text{既存障害(注)に対応する割合}} = \text{適用する割合}$$

(注) 既にあった身体の障害をいいます。

第6条 (後遺障害保険金の追加支払)

当会社は、前条の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった第2条 (保険金を支払う場合) の特定感染症を発病した日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、次の算式によって算出した額を追加して被保険者に支払います。

$$\text{当会社が支払った後遺障害保険金} \times \text{保険証券記載の倍数} = \text{追加して支払う額}$$

第7条 (入院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式に

よって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

入院保険金日額 × 入院した日数 (注) = 入院保険金の額

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病したとしても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第8条(通院保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の特定感染症を発病し、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

通院保険金日額 × 通院した日数 (注) = 通院保険金の額

(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、前条または普通保険約款の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条(葬祭費用保険金の支払)

当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に死亡したことにより保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、300万円を限度としてその費用の負担者に葬祭費用保険金を支払います。

第10条(普通保険約款の支払保険金に関する特則)

- (1) 普通保険約款の規定に基づき当社が支払うべき死亡保険金の額は、保険金額から普通保険約款第1章傷害補償条項第6条(後遺障害保険金の支払)および第5条(後遺障害保険金の支払)の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。
- (2) 普通保険約款の規定に基づき当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通保険約款第1章傷害補償条項第6条(後遺障害保険金の支払)および第5条(後遺障害保険金の支払)の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。
- (3) 第7条(入院保険金の支払)の入院保険金が支払われるべき期間中の入院に対しては、当会社は、普通保険約款に規定する入院保険金を支払いません。
- (4) 第7条(入院保険金の支払)の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中、さらに通院保険金の支払を受けられる普通保険約款第1章傷害補償条項第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合においても、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

第3章 基本条項

第11条(発病の通知)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく

(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使用することができるものとします。
- ① 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ② 入院保険金については、被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)の特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 通院保険金については、被保険者が被った第2条の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 葬祭費用保険金については、保険契約者または被保険者の親族が費用を負担した時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ② 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 - ③ 死亡診断書または死体検案書
 - ④ 被保険者の戸籍謄本
 - ⑤ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑥ 葬祭費用の支出を証明する書類および被保険者の親族が葬祭費用を支出した場合には被保険者の親族に該当することを証明する書類
 - ⑦ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (注)
 - ⑧ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑨ その他当社が普通保険約款第4章基本条項第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (注) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (3) (2)の規定により葬祭費用保険金を請求する場合において、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容(注)の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。
- (注) 既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。
- (4) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 普通保険約款第4章基本条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (6) (5)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) 当社は、特定感染症の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合

には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(5)もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第9条(葬祭費用保険金の支払)の葬祭費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が同条の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を葬祭費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合

第9条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第14条 (当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、第11条(発病の通知)の規定による通知または第12条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失は含みません。

第15条 (時効)

保険金請求権は、第12条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条 (代位)

- (1) 当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその発病した特定感染症について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

- (2) (1)の規定にかかわらず、第9条(葬祭費用保険金の支払)の葬祭費用が生じたことにより保険契約者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して葬祭費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が費用の全額を葬祭費用保険金として支払った場合

保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合

保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の額から、葬祭費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- (3) (2)②の場合において、当社に移転せずに保険契約者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (4) 保険契約者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(2)もしくは(3)の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

- (5) 保険契約者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(4)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第17条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第1章傷害補償条項第1条(用語の定義)の規定中「保険金」の定義、同章第3条(保険金を支払わない場合—その1)、同章第4条(保険金を支払わない場合—その2)、同章第5条(死亡保険金の支払)、同章第6条(後遺障害保険金の支払)、同章第7条(後遺障害保険金の追加支払)、同章第8条(入院保険金および手術保険金の支払)、同章第9条(通院保険金の支払)、同章第11条(死亡の推定)、第4章基本条項第4条(職業または職務の変更に関する通知義務)、同章第14条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)および(5)、同章第18条(事故の通知)、同章第19条(保険金の請求)、同章第21条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)、同章第25条(時効)ならびに同章第26条(代位)の規定は適用しません。

第18条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1章傷害補償条項第12条（他の身体の障害または疾病の影響）（1）の規定中「被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った」および「同条の傷害を被った」とあるのは「特定感染症の発病の」、「事故」とあるのは「特定感染症」、「同条の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」、同条（2）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」
- ② 第4章基本条項第2条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「生じた事故（注）による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ③ 第4章基本条項第3条（告知義務）（3）③の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害、損失または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは「特定感染症の発病の前に」、同条（4）の規定中の規定中「傷害、損失または損害の原因となる事故が発生した」とあるのは「特定感染症の発病」、同条（5）の規定中「発生した傷害、損失または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ④ 第4章基本条項第11条（重大事由による解除）（1）①の規定中「傷害、損失もしくは損害を生じさせ、または生じさせようとした」とあるのは「特定感染症を発病させ、または発病させようとした」、同条（2）の規定中「被保険者に生じた傷害、損失または損害」とあるのは「被保険者が発病した特定感染症」、同条（3）の規定中「傷害、損失または損害（注1）の発生」とあるのは「特定感染症（注1）が発病」、「発生した傷害、損失または損害」とあるのは「発病した特定感染症」、「被保険者に生じた傷害、損失または損害」とあるのは「被保険者が発病した特定感染症」
- ⑤ 第4章基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（7）の規定中「生じた事故による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑥ 第4章基本条項第20条（保険金の支払時期）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「この特約第12条（保険金の請求）（2）、（3）および（5）の規定による手続」、同条（1）①の規定中「事故等」、「事故等発生」および「傷害、損失または損害発生」とあるのは「特定感染症発病」、同条（1）③の規定中「傷害、損失または損害の程度、事故と傷害、損失または損害との関係」とあるのは「特定感染症の程度」

第18条の2（重大事由解除に関する特則）

当社は、葬祭費用保険金を支払う場合には、普通保険約款第4章基本条項第11条（重大事由による解除）（2）から（4）の規定を次のとおり読み替えてこの特約に適用します。

「（2）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

- ① 被保険者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 葬祭費用保険金を受け取るべき者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

（注）①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その葬祭費用保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

（3）（1）または（2）の規定による解除が特定感染症が発病した後になされた場合であっても、普通保険約款第4章基本条項第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約第9条（葬祭費用保険金の支払）の葬祭費用に対しては、当社は、葬祭費用保険金を支払いません。この場合において、既に葬祭費用保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者等（注）が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等（注）が負担した特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約第9条（葬祭費用保険金の支払）の葬祭費用については適用しません。

（注）保険契約者、被保険者または葬祭費用保険金を受け取るべき者をいいます。」

第19条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

16. 細菌性食中毒補償特約

16

第1条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第1章傷害補償条項第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

〔（2）（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、被保険者の在籍する学校の管理下中に発生したものに限りま。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。〕

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この保険契約に特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約が付帯されている場合には、その特約の規定に従い保険金を支払うべき特定感染症による中毒症状に対しては、保険金を支払いません。

第3条（学校の管理下の範囲）

この特約において学校の管理下とは、被保険者が、次に掲げる間にある場合をいいます。

- ① 被保険者が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、幼稚園または児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所に在籍している場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）の定める「学校の管理下」または「保育所等の管理下」に該当する間。ただし、通学は学校の管理下に該当しないものとします。
 - ② 被保険者が、大学等に在籍している場合は、次のいずれかに該当する間。
 - ア. 大学等の正課中および学校行事に参加している間
 - イ. 学校施設内にいる間。ただし、大学等が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学等が禁じた行為を行っている場合を除きます。
 - ウ. 学校施設外で大学等に届け出た課外活動を行っている間
 - ③ ②において、使用する次の用語は、それぞれ次の定義に従って取扱われます。
 - ア. 大学等
被保険者の在籍する大学等（注1）をいいます。
 - イ. 正課中
授業（注2）を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。
 - （ア）指導職員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。ただし、もっぱら被保険者の私生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。
 - （イ）指導職員の指示に基づき、授業（注2）の準備もしくは後始末を行っている間または授業（注2）を行う場所、大学等の図書館・資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間
 - ウ. 学校行事
大学等の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式などの教育活動の一環としての各種学校行事をいいます。
 - エ. 学校施設
大学等が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいいます。ただし、寄宿舎を除きます。
 - オ. 課外活動
大学等の規則に則った所定の手続きにより大学等の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動をいいます。ただし、大学等が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学等が禁じた行為を行っている場合を除きます。
- （注1）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（大学院および短期大学を含みます。）、専修学校、各種学校をいいます。
- （注2）講義、実験・実習、演習または実技による授業をいいます。

第4条（普通保険約款との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびそれに付帯された特約の規定を準用します。

17. 学校管理下動産補償特約

17 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
学校施設	学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設(注)をいいます。 (注) 園児・児童・生徒・学生が居住している寄宿舎、合宿所等を除きます。
教育活動行事	教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事(注)をいいます。 (注) 学校の教職員が引率するものに限ります。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
授業等	授業、教育活動行事、学校行事または課外活動をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(注)、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 (注) 定期券は除きます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の目的物の価額をいいます。
保険金	学校管理下動産保険金をいいます。
保険の目的物	補償の対象となる物をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が学校の管理下にある間に、偶然な事故(注)によって、保険の目的物について生じた損害に対して、普通保険約款第4章基本条項およびこの特約の規定に従い、保険金を支払います。
(注) 以下「事故」といいます。
- (2) (1)の学校とは、被保険者が在籍している学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園または児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育所等もしくは学習塾等をいいます。

第3条 (学校の管理下)

- (1) 前条(1)の「学校の管理下」とは、被保険者が、次に掲げる間にある場合をいいます。
 - ① 学校の授業(注)中。なお、学習塾、珠算塾および書道塾の場合については、学校として参加する模擬試験または学校の行事としての遠足、合宿、父兄会等を含むものとします。
 - ② 在校中
 - ③ 教育活動行事への参加中
 - ④ 登下校中
(注) 保育等を含みます。また正規の教育活動および特別教育活動を含みます。
- (2) (1)②の「在校中」とは、学校の種別によりそれぞれの学校でいう授業開始前、授業と授業の間または授業終了後において、学校施設内にいる間に限ります。ただし、学校施設内にいることについて、校長、園長、学長等が一般的に承認している場合に限ります。
- (3) (1)④の「登下校中」とは、授業等のため、住居と学校施設(注)とを、合理的な経路および方法により往復している間をいいます。
(注) 学校施設以外の場所で授業等が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。
- (4) 被保険者の勤務地から登校する場合または学校施設から被保険者の勤務地へ赴く場合には、その登校または下校については、(3)の「住居」とあるのは「勤務地」と読み替えて適用します。
- (5) 被保険者が、(4)の往復の経路を逸脱した場合または往復を中断した場合においては、その逸脱または中断の間およびその後の往復の間は、(1)④の「登下校中」としません。ただし、その逸脱または中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない理由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱または中断の間を除き、「登

下校中]とします。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者と生計を共にする親族の故意または重大な過失。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金を支払います。
- ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑪ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は保険金を支払います。
- ⑫ 保険の目的物の瑕疵。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の目的物を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵によって生じた損害については、保険金を支払います。
- ⑬ 保険の目的物の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑭ 保険の目的物の擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の目的物の機能に支障をきたさない損害
- ⑮ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の目的物の電氣的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害に対しては、保険金を支払います。
- ⑯ 保険の目的物である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の目的物に生じた損害については保険金を支払います。
- ⑰ 保険の目的物の置き忘れまたは紛失
 - （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を代行するその他の機関をいいます。
 - （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を代行するその他の機関をいいます。
 - （注3）運転する地における法令によるものをいいます。
 - （注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - （注5）使用済燃料を含みます。
 - （注6）原子核分裂生成物を含みます。

第5条（保険の目的物およびその範囲）

(1) 保険の目的物は、被保険者の居住するための保険証券記載の住所（注）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限ります。

（注）敷地を含みます。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する物は、保険の目的物に含まれません。

- ① 船舶（注1）、自動車、原動機付自転車、および自転車ならびにこれらの付属品
- ② 義歯、義肢その他これらに類する物
- ③ 動物および植物等の生物
- ④ 株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等および通貨等（注2）については、保険の目的物に含まれません。

- ⑤ 預金証書または貯金証書（注3）、クレジットカード、旅券その他これらに準ずる物
- ⑥ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
- ⑦ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
山岳登山（注4）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注5）操縦（注6）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注7）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- ⑧ その他保険証券記載の物
（注1）ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。
（注2）通貨および小切手をいいます。
（注3）通帳およびキャッシュカードを含みます。
（注4）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
（注5）グライダーおよび飛行船を除きます。
（注6）職務として操縦する場合を除きます。
（注7）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

第6条（損害額の範囲）

- (1) 当社が保険金を支払うべき損害額は、その保険価額によって定めます。
- (2) 保険の目的物の損傷を修繕し得る場合においては、保険の目的物を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落（注）は損害額に含みません。
（注）格落損をいいます。
- (3) 保険の目的物が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の目的物全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)および(2)の規定によって損害額を定めます。
- (4) 保険契約者または被保険者が次のいずれかに該当する費用を負担した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
 - ① 普通保険約款第4章基本条項第18条（事故の通知）(1)④に規定する損害の防止または軽減のために要した費用のうち必要または有益であった費用
 - ② 普通保険約款第4章基本条項第18条(1)⑤の手續のために必要な費用
- (5) (1)から(4)までの規定による損害額が、その保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。
- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の目的物が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用のうち保険契約者または被保険者が負担した(4)①および②の費用の合計額を損害額とします。
- (7) 保険の目的物の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える場合は、当社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の目的物が乗車券等または通貨等（注）である場合において、保険の目的物の損害額の合計が5万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。
（注）通貨および小切手をいいます。

第7条（保険金の支払額）

- (1) 当社が支払うべき保険金の額は、前条の損害額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、この特約の保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度ごとに保険金額をもって限度とします。

第8条（事故の発生）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険の目的物について第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度ならびにこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所および氏名をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 第2条の事故によって生じた損害の拡大を防止または軽減するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
 - ③ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利

の保全または行使について必要な手続を行うこと。

- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)①から③までに規定する義務に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (特約の失効)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が学校に在籍しなくなった場合には、この特約は効力を失います。
- (2) 当会社は、(1)の場合には未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (3) 保険期間が1年を超える保険契約の場合には、(1)の事由について当会社がそれを知った日の属する契約年度に対する保険料については、(2)の規定によることとし、その後の年度に対する保険料は、当会社は、その全額を返還します。

第10条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 公の機関(注1)の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限りします。
 - ③ 保険の目的物の損害の程度を証明する書類
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)
 - ⑤ その他当会社が普通保険約款第4章基本条項第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの
- (注1) やむを得ない場合には、第三者とします。
- (注2) 保険金の請求を第三者に委任する場合同じとします。
- (3) (2)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容(注)の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。
- (注) 既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当会社は、これによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 普通保険約款第4章基本条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。
- (6) (5)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) 当会社は、事故の内容または損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(5)もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差

し引いて保険金を支払います。

第11条（被害物の調査）

- (1) 保険の目的物について損害が生じた場合は、当社は、保険の目的物および損害の調査と関連して当社が必要な事項を調査することができます。
- (2) (1) の場合には、保険契約者または被保険者は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第12条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第6条（損害額の範囲）の損害額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合

第6条の損害額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注）それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第13条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の目的物を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第14条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当社が保険金を支払った場合は、保険の目的物の残存物は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者の所有に属するものとします。

- (2) 盗取された保険の目的物について、当社が保険金を支払う前にその保険の目的物が回収された場合は、第6条（損害額の範囲）(4) ①の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。

- (3) (2) の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。

- (4) 盗取された保険の目的物について、当社が保険金を支払った場合は、その保険の目的物の所有権は保険金の保険価額（注）に対する割合によって、当社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額を当社に支払って、その保険の目的物の所有権を取得することができます。

（注）保険の目的物が乗車券等の場合は損害額をいいます。

- (5) (2) または (4) ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の目的物の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害額は第6条（損害額の範囲）の規定によって定めます。

第15条（時効）

保険金請求権は、第10条（保険金の請求）(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条（代位）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

- (4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第17条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第4章基本条項第1条（用語の定義）の規定中「保険金」の定

義、同章第18条（事故の通知）、同章第19条（保険金の請求）、同章第20条（保険金の支払時期）（2）③、同章第21条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）、同章第25条（時効）および同章第26条（代位）の規定は適用しません。

第18条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第4章基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第3条（告知義務）（3）③の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害、損失または損害が発生する前に」とあるのは「学校管理下動産補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の事故による損害が発生する前に」
- ② 第14条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に關する通知義務等の場合）（7）の規定中「傷害、損失または損害」とあるのは「損害」
- ③ 第20条（保険金の支払時期）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「学校管理下動産補償特約第10条（保険金の請求）（2）および（5）の規定による手続」、同条（1）①の規定中「傷害、損失または損害」とあるのは「損害」、同条（1）③の規定中「傷害、損失または損害の程度、事故と傷害、損失または損害との関係、治療の経過および内容」とあるのは「損害の額および事故と損害との関係」、同条（2）②の規定中「医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会」とあるのは「専門機関による鑑定等の結果の照会」

第19条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

18. 訴訟の提起に関する特約

18

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、日本国外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合には、普通保険約款第4章基本条項第33条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

19. 共同保険に関する特約

19

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。
保険の目的物	補償の対象となる物をいいます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の目的物その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の

保全

⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

MEMO

MEMO

